

会 議 録

会議の名称	令和3年度第4回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和4年1月28日（金） 午後1時30分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室
出席者	運営協議会委員13名（欠席4名） 保険年金課長 事務局3名 合計17名
公開 等 非公開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 非公開議決 一部
傍聴人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
会議次第	日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申案） 日程第2 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備考	

尾崎会長	<p>それでは国民健康保険の運営協議会を開催させていただきます。前回事務局から説明のありましたとおり、今回は、令和4年度の納付金が大きく増額されるということでの、保険税の改定という非常に難しい議題については、皆様の意見はおおまかには、賛成でございました。また、異論も出ておりませんでしたので申し上げます。そして、そのいただいた意見をふまえて、答申案をまとめた結果が、お手元の資料のとおりでございます。また、今日も皆様から意見があれば伺いたいと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。それでは、出席状況につきまして、事務局から願ひします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員13名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席でございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございました。それでは次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それではお手元にお配りしております次第によりまして、進めさせていただきます。</p> <p>議事に入らせていただきます。「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について(答申案)」です。まず、前回の運営協議会にて、市から諮問内容につきまして説明がありました。諮問の内容に意見等があれば、事務局までご連絡を願ひしましたところ、委員さんから先ほどのとおりの意見をいただきましたので、この答申案をまとめさせていただきます。</p>

<p>岩野課長</p>	<p>た。貴重なご意見をいただいた皆様、本当にありがとうございました。そのことによりまして、先ほどのお手元の答申案ができたわけですが、内容につきましては、今一度確認の意味で、課長から説明をお願いいたします。</p> <p>それではお手元に答申案をご用意ください。ただいまより答申案の内容につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、前回の運営協議会にて諮問させていただきました内容につきまして、1月24日までに5名の委員から事務局までご意見をいただきました。1人目につきましては、意見書をご提出いただきましたので、そのまま読み上げさせていただきます。</p> <p>「今回の、「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」という諮問を受けて、様々な点において質疑させていただきました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、令和4年度における納付金が、前年と比較して約1億2千万円引き上げられていること、被保険者数が年々減少傾向にあり、制度を健全に維持していくことが、このままでは非常に難しい状況に追い込まれる可能性があることなどを確認させていただきました。</p> <p>国民健康保険の大切さは誰もが認識しているところであり、その必要性は時代を追うごとに増しています。この制度を安定的に維持・運営していくためには、国保財政の健全化を推し進め、令和5年度までに一般会計からの繰り入れを解消し、国民健康保険事業特別会計単独での独立採算を確立させる必要があると考えます。現在、市では、様々な施策を展開していく中で、東京都に対する要望を継続していると伺っております。そ</p>
-------------	---

それぞれの自治体が単独で制度運営するのではなく、広域での対応が必要とされる時期に来ているのではないかと考える次第です。

そういった状況下ではありますが、今回の市の対応は、基金を積極的に活用し、納付金の医療分の補填、被用者保険適用拡大の補填、新型コロナの保険税減免も実施される考えを示し、中低所得者層に対する配慮も、100%とは言えないながらも、今できるすべてのことをできる限りの範囲でやろうとしているものと伺い知ることができます。今回の改定につきましては、令和3年度を上回るものになってしまいますが、現行制度の維持と財政健全化を確立していくためには、今回の改定はやむを得ないものと判断いたします。」以上でございます。

2人目からは、口頭でいただきましたものを要約して報告させていただきます。2人目の意見です。「納付金額が急増している以上、保険税の改定率が上がってしまうことは仕方がない。社会保険の適用拡大の影響は、日本全体の公的医療保険者に影響が及ぶことであり、こうした改正で生じる負担増については、国保としても国に改善を要望してほしい。」

3人目の意見です。「社会保険の適用拡大は、健保組合についても影響があり、令和4年度は基金取り崩しで対応を検討しているので、市が社会保険の適用拡大の影響を基金で補填することは妥当と考える。現行制度の中で基金を活用して様々な配慮をふまえてもなお、令和3年度を上回る保険税改定率になるのであれば、やむを得ないと思う。」

4人目の意見です。「赤字補填のつけを将来へ廻さないようにすべき。こうした国保の構造的に生じる課題の改善を国に

要望してほしい。」

5人目の意見です。「赤字補填の負担を次世代に残さないようにするべき。令和3年度を上回る改定率についてはやむを得ないと考える。」以上でございます。

これらのご意見をふまえて、答申書案の内容がまとめられております。

答申書案の内容につきまして、ご説明申し上げます。1枚目の「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申）」につきましては、鑑文となっております。本日、委員の皆様より、答申の内容をお諮りいただきました後、会長印を押印した答申書を用意させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2枚目が答申書の表紙となります。もう1枚おめくりいただきますと、諮問の内容を認める答申に至った考えがまとめられておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。

「当協議会は令和4年1月17日に、市長から東大和市国民健康保険税の税率等の改定について諮問を受け、意見集約を行った。その結果、当協議会として、以下の理由から諮問のとおり国民健康保険税の税率等の改定を認めることが適当と判断した。

市では、財政健全化計画に則り、国の特例基金によって国民健康保険税の急増が抑制される令和5年度までに、一般会計からの赤字補填繰入れを解消することとしている。国民健康保険制度の安定的で健全な運営には、この取組の実現が必要であると、当協議会も認識し、これまで市の諮問内容である国民健康保険税の税率等の改定を認める答申を行ってきた。令和4年度は、市の国民健康保険被保険者数が減少傾向にある中で、国民

健康保険事業費納付金が令和3年度比で約1億2千万円超も引上げられる。非常に厳しい状況ではあるが、国民皆保険を下支えする国民健康保険制度の大切さは誰もが認識するものであり、必要性は時代を追うごとに増している。本制度を安定的に維持・運営していくためには、国民健康保険財政の健全化を推し進め、赤字補填繰入れに頼らない国民健康保険事業特別会計の運営を確立させる必要があり、また、赤字補填繰入れについては、国民健康保険加入者以外の負担となっていることから、市の将来を担う次世代に残すべきではない。市は積極的に基金を活用し、一人当たり医療分納付金額の急増に対する補填、被用者保険の適用拡大の影響補填、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税減免等を実施する考えを示した。また、被保険者均等割の負担割合を標準保険料率より下回るように抑制し、課税限度額を法定まで引き上げて所得割を抑えることで、中低所得者層に対する配慮も可能な限り行おうとしており、市として最大限の努力を払っているものと認められる。令和4年度における国民健康保険税の改定率は、令和3年度のものを上回るが、現行制度において必要とされる改定であり、また、本制度の維持、財政健全化を確立するためにやむを得ないものと判断し、諮問のとおり国民健康保険税の税率等の改定を認めるものである。なお、市では、様々な施策を展開する中で東京都への要望等を行っているが、国民健康保険制度の構造的に生じる課題や、広く公的医療保険全体にかかる課題については、広域による対応が必要と考えられ、東京都が保険者として、課題改善に向けて国へ強く要望するよう、市としても積極的に働きかけ

<p>尾崎会長</p>	<p>ていただきたい。」</p> <p>一枚おめくりください。(1)の税率等について、及び(2)の改定時期についてであります。こちらは諮問の内容のとおりとなりますので、説明を割愛させていただきます。</p> <p>(3)の審議日程についてですが、令和4年1月17日に市長から諮問を受け、資料説明を受けたのち、ご審議をいただきました。繰り返しとなりますが、この答申案につきましては、前回の運営協議会以降いただきました委員からのご意見を取りまとめた内容となっておりますので、本日、委員の皆様によります慎重審議をふまえて、答申案のとおりで内容をお認めいただきましたら、本日、市長に答申書を提出させていただく予定となっております。答申書の内容の説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいま説明が終わりました。改めて答申書につきまして、皆様からご意見をいただきたいと思ひます。ご意見のある方は、よろしくお願ひいたします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見がないようであれば、お諮りしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」、諮問書のとおり改定を適当と認める答申をしたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員一同 尾崎会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>ありがとうございました。異議なしというお言葉をいただきましたので、答申案につきまして、承認とさせていただきます。</p> <p>なお、答申書につきましては、本日、私と職務代理の根岸委</p>

<p>岩野課長</p>	<p>員と2人で市長に提出させていただきます。委員の皆様につきましては、改めて答申書の写しをお送りいたします。事務局から何かございますか。</p> <p>このたびは、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。今後は、令和4年第1回市議会定例会に条例の改正案を議案できるよう作業を進めてまいります。以上でございます。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、以上で、「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申案）」を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「日程の第2 その他」としまして事務局から何かございますか。委員のほうから何かございますか。</p> <p>よろしいですか。ありがとうございました。それでは、ないようでございますので、「日程第2 その他」を終了とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の日程、すべて終了とさせていただきます。そして、本日の運営協議会は、これにて閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>